

新型コロナウイルス感染症の影響による 法人市民税の申告・納付期限の延長について

新型コロナウイルス感染症の影響により、期限までに申告・納付ができないやむを得ない理由がある場合には、次のとおり申請をしていただくことにより、申告・納付期限の個別延長が認められます。

(1) 延長の対象となる法人

○新型コロナウイルス感染症の影響により、期限までに申告・納付ができないやむを得ない理由(※)がある法人

○法人税(国税)の申告義務がある法人については、法人税(国税)の申告においても、新型コロナウイルス感染症の影響により申告・納付期限を延長する法人

※やむを得ない理由

法人の役員や従業員等が新型コロナウイルス感染症に感染したようなケースだけでなく、次のような方々がいることにより、法人の通常の業務体制が維持できないこと、事業活動を縮小せざるを得ないこと、取引先や関係会社においても感染症による影響が生じていることなどにより、決算作業が間に合わず、期限までに申告が困難なケースなども該当します。

- ① 体調不良により外出を控えている方がいること
- ② 平日の在宅勤務を要請している自治体にお住まいの方がいること
- ③ 感染拡大防止のため企業の勧奨により在宅勤務等をしている方がいること
- ④ 感染拡大防止のため外出を控えている方がいること

また、上記のような理由以外であっても、感染症の影響を受けて申告・納付期限までに申告・納付が困難な場合には、個別に申告・納付期限の延長が認められます。

(2) 延長した場合の申告・納付期限

申告・納付期限は、原則として法人税(国税)において延長された日と同日になります。(ただし、法人税(国税)の申告義務がない法人の申告・納付期限は、原則として申告書の提出日となります。)

申告書を作成・提出することが可能となった時点で、すみやかに申告・納付を行ってください。申告書の提出は郵送や電子申告で提出することができますのでご利用ください。

(3) 延長の手続き

申告書を提出する際に、以下のとおり入力・記載を行ってください。

エルタックス(電子申告)で申告書を提出する場合

→申告書の「法人名」欄の法人名称の前に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と入力

書面で申告書を提出する場合

→申告書の「法人名」欄の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載

申告・納付ができないやむを得ない理由がやんだ日から2か月以内(申告書と同時に申請書を提出する場合は申告書提出日)を指定して申請することができます。

申告書提出等の際に、税務署に申請された法人税の申告・納付期限の延長申請されたことがわかる書類「災害による申告、納付等の納期延長申請書」の控え(写し)を添付してください